

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例及び奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十八号

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例及び奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例

(奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成十九年十二月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項第一号の修学資金には貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が医科大学を卒業する日の属する月の末日(第十条第一号に掲げる場合にあつては、当該貸与が打ち切られた日)まで、同項第二号の修学資金には貸与を受けた各月分の修学資金の額につき当該貸与を受けた日の翌日から第五項の貸与期間(同項ただし書の規定により貸与期間を延長する場合にあつては、延長後の貸与期間)が満了した月の末日(第十条第一号に掲げる場合にあつては、当該貸与が打ち切られた日)までの期間の日数に応じ、それぞれ年十パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

第十条中「総額に」の下に「第四条第二項の規定による」を加える。

(奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部改正)

第二条 奈良県医師確保修学研修資金貸与条例(平成二十年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 修学研修資金には、貸与を受けた各月分の修学研修資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から第四項の貸与期間(第五項の規定により第四項第一号に規定する期間を延長する場合にあつては、延長後の貸与期間)が満了した月の末日(第十条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる場合にあつては、当該貸与が打ち切られた日)までの期間の日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

第十条第一項及び第二項中「総額に」の下に「第四条第二項の規定による」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条による改正後の奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の際現に貸与を受けている者に係る修学資金から適用する。

(奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条による改正後の奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の規定は、この条例の施行の際現に貸与を受けている者及び既に貸与を受けた者に係る修学研修資金から適用する。